

横浜市少年自然の家 赤城林間学園

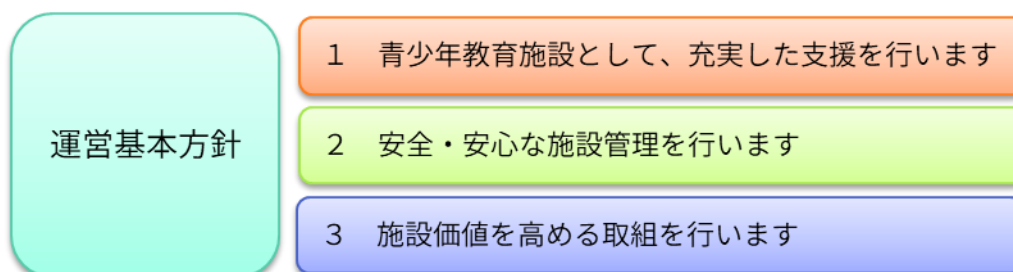
令和6年度 事業計画書

指定管理者

公益財団法人 横浜市スポーツ協会

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制

赤城林間学園の位置づけ、関連行政施策、重点課題等を踏まえ、公共サービスの提供者として、指定管理者制度導入の趣旨・目的をしっかりと理解したうえで、3つの運営基本方針のもと、9つの目標を立て施設の管理運営を行います。



(1) 3つの運営基本方針に基づく9つの目標

基本方針1 青少年教育施設として、充実した支援を行います
① 横浜では味わえない自然体験 ② 集団宿泊体験を通じた自立心や主体的な学び ③ 地元との交流
基本方針2 安全・安心な施設管理を行います
④ 日常点検と定期点検の確実な実施 ⑤ ユニバーサルサービスの実施 ⑥ ライフサイクルコストの縮減
基本方針3 施設価値を高める取組を行います
⑦ 学校以外の利用受け入れ拡大 ⑧ 地元人材の活用など、地域での存在価値向上 ⑨ SDGsや自然環境保護

(2) 令和6年度の方針と年度達成目標

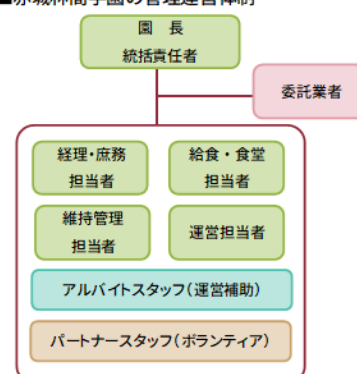
主な取組(予定)	年度達成目標
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ユニバーサルサービス実施のための研修 ◆ 学校利用を増やすための営業活動 ◆ 部活動やスポーツ団体の利用増に向けた営業活動 など 	延べ人数 9,244 人 (令和4年度比:109%)

(3) 施設の職員配置

管理運営統括責任者として園長を配置し、そのもとに各部門責任者として4名の職員を配属させるほか、様々な活動の補助としてアルバイト職員1名の合計6名の職員を配置します。また、うち1名を副園長とし園長を補佐します。職員は地元住民を採用し、緊急時にはいつでも施設へ駆けつけることが可能な体制とします。

この他、地元ボランティアを活用したパートナースタッフを配置し、施設設備の管理維持のための小破修繕作業などを行います。

■赤城林間学園の管理運営体制

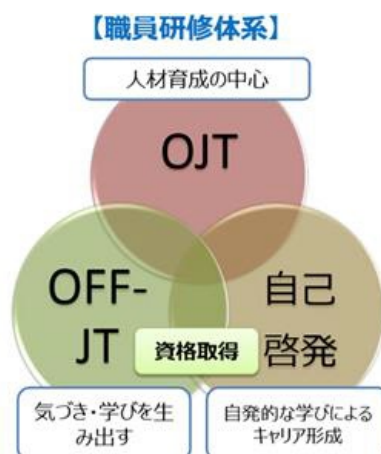


(4) 職員研修計画

質の高いサービスを提供するために、職場における実務研修（OJT）や外部講習・研修などを含めた人材育成計画を策定し、キャリア形成を図っています。

公共サービスを担う“ホスピタリティ“精神をもったプロフェッショナル人材として、サービス提供、個人情報の保護、危機管理など幅広い分野で体系的な研修を実施します。

心肺蘇生法及びAED操作の実技、ユニバーサルデザインとバリアフリーへの取組、人権問題をテーマに職場内研修を定期的実施します。「おもてなしの心」の醸成などを図り、職員の運営能力の向上に努めます。



2 コンプライアンス

(1) 法令遵守以上の活動の実践

私たちは、コンプライアンスを「法令遵守は、あらゆる組織の基本的な義務であり、組織の社会的責任の基礎的な部分である。」との認識に立ち、法令遵守以上の活動を実践します。

(2) 指定管理に課される守秘義務の徹底

プライバシーマーク付与事業者として、個人情報保護規定を設定し、組織体制・データ保護方策・個人情報の廃棄の手順等、情報漏洩防止のための必要な手続きを定め、これらの情報の保護を徹底します。

(3) 学園における個人情報保護の取組

私たちは、個人情報の保護に関する自主点検を年2回実施し、アルバイト職員・外部指導者・ボランティアスタッフを含む全従事者に対する年1回以上の研修を行います。

個人情報を含む業務を委託する場合は、委託業者に安全な取り扱いや秘密保持が厳守できる体制を審査したうえで契約を締結するなど、個人情報を保護を徹底します。

(4) 個人情報の漏洩防止への取組

FAX やEメールを使用する際は、複数人によるダブルチェックを行います。Eメール送付文書に個人情報が含まれる場合はパスワードを設定するなど、第三者が閲覧できないように漏洩防止策を徹底します。

3 施設の効用の最大限発揮

当団体は、基本方針1「青少年教育施設として、充実した支援」、基本方針2「安全・安心な施設管理」、基本方針3「施設価値を高める取組」を実践するため、約40年に及ぶ赤城林間学園の管理運営において蓄積した経験やノウハウを駆使し、施設の効用の最大化を図ります。

(1) 快適性・利便性向上のための取組

施設の利用申請手続きは、当学園のホームページより申請書をダウンロードし、電子メールで受け付けることで、煩雑な手続きの簡素化につなげます。また、ホームページ内の施設予約状況は随時更新し、必要な情報がすぐに得られるよう快適性、利便性の向上に努めていきます。

(2) 快適な施設利用のためのサービス提供

宿泊に必要となる給食やシーツなどの必需品、特別料理や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどは、ご利用される利用者の負担となりますが、安価かつ質の高いサービスとともに提供します。

(3) 利便性向上のために行う自主事業のサービス

赤城林間学園での活動に必要となる食材や物品の販売、学園の利用時に体験する各種プログラムやプログラム用品のレンタルサービスを行い、利用者が学園を利用しやすい環境を整えます。

(4) 広報・利用促進策

学園を利用する利用者の回復を目指すために、①横浜市内小・中学校利用の回復、②スポーツ団体への積極的な働きかけ、③閑散期における自主事業の開催、の主要な3つの策を講じ、利用者の増加を図ります。

閑散期ではサバイバルキャンプなど万が一の時に役立つ教室の開催や、積雪地域ならではの自然環境を活かした事業のほか、学園近隣向けの親子を対象とした日帰りのイベントを設定するなど、幅広い層の利用者を受け入れることで、施設の利用促進を図ります。

■ コロナ禍で減少した学校利用の回復

コロナ禍以前に学園を利用していた小・中学校への働きかけを行うほか、横浜市立小学校長会の日光部会でのPR活動や体験活動チラシの配布など、再度学園を利用していただけるよう働きかけを行います。

■ 赤城林間学園の「体験会」を開催

夏休みを利用し、横浜市の教員を対象にした「体験会」を実施します。体験会では、学園内や周辺施設の紹介のほか、実際に宿泊していただき児童が実施する内容と同等の体験をしていただくことで、学園利用のきっかけ作りを行います。

■ 学校訪問を行い学園利用をPR

赤城林間学園を利用したことがある学校や、活動計画を立案中の学校を対象に、学園職員による学校訪問を行います。当学園の様子をまとめたプロモーションDVDを持参し説明するほか、映像を使ってより分かりやすいPRを行います。その際、学校の意向や要望に即した受け入れができるようにします。

■ 市民の視点に立った分かりやすい広報計画

学園の認知度を高めるとともに、ニーズに合わせたサービス提供を行います。

チラシの作成や広報紙への掲載、SNSをはじめとしたインターネットの活用など、様々な広報媒体を複合的に組み合わせることで、効果的・効率的な広報を行うとともに

に、利用者拡大のためのサービス提供を行い、利用促進を図ります。

■ 青少年団体・スポーツ団体・部活動・大学サークルなどへの合宿利用促進

ボーイスカウトやガールスカウトといった青少年団体やサッカー・野球といったスポーツ団体、学校部活動や大学サークルに対し合宿プランを設定し、チラシの配布やPRを行い、合宿利用の促進を図ります。

希望団体には、村営施設のグラウンド・体育館などの予約を代行しサポートします。

■ 家族・一般グループ利用の促進

学校利用及び当団体の主催事業、学園独自の教室事業（自主事業）がない日で、一般団体の利用があり空き部屋がある場合は、家族・グループの少人数の利用を受け入れます。

閑散期には、家族・グループのみでも利用可能な日程を設定した「フリープラン」のほか、週末を中心に気軽に参加することのできる日帰りのイベントを開催し、利用促進を図ります。

■ 赤城の四季を体験できる魅力ある教室の開催

週末の連休や長期休校中に、地元の自然を活かした「尾瀬トレッキングツアー」や親子で楽しめる「親子キャンプ入門」、さまざまな収穫体験ができる「赤城うららか滞在記」や「秋の実り収穫ツアー」、冬の自然を体験できる「親子スキースクール」や「冬を楽しむ家族の集い」のほか、もしもの時の知識を学べる「サバイバルキャンプ」など魅力的な教室を開催します。

■ 旅行者とのタイアップ

ラムサール条約湿地に登録されている「尾瀬国立公園」、未来に残したい草原の里に選定された「玉原湿原」といった自然観光資源を活かすための自主事業を旅行会社と連携して実施します。

■ 各種イベント・大会の誘致

敷地内及び周辺の資源を活用し、マウンテンバイクの耐久レースやトレイルランニング大会に加え、さらなるイベント・大会の誘致し施設を最大限活用します。

■ 新たな取り組み

新たな取り組みとして敷地内にオートキャンプ用の区画を整備します。また、学園敷地内の水辺に蝶や蛍が飛来する植物を植え、SDGsの目標の一つである「陸の豊かさも守ろう」を学べる機会として活用します。

(5) 利用者支援策について

■ 資格・経験を持つ専門職員による支援

利用者対応を行う学園職員は自然体験活動等に関する専門的な知識や技術を持ち、ホスピタリティ溢れる人員を配置します。その職員が、食事や宿泊室など施設利用に関する支援業務及びプログラムの提供にあたっての助言や指導を行います。

■ 利用目的に合わせた利用者支援

利用団体の安全なプログラム展開や快適な施設の利用のための支援は、電話での利

用相談、来園による下見や事前打ち合わせ、当日の最終打ち合わせの3段階で行います。

■ 地元住人との協働による支援

プログラム指導については基本的に学園職員が行いますが、専門的な指導技術と経験が必要な場合は、地元住民の人材（テクニカルスタッフ）に指導を依頼します。

■ 体験プログラム一覧

創作活動（例）

プログラム名	料金	場所	対象	内容
小枝のキーホルダー	160円	工作室ほか	小学生～	小枝を加工し、絵や色塗りをしたキーホルダー
焼き板	320円	ピロティほか	小学生～	焼いた板に絵や文字を書いたプレート飾り
焼き板（鍋敷き）	320円	ピロティほか	小学生～	動物の形の板を焼いた鍋敷き
小枝のスプーン	220円	工作室ほか	小学生～	木枝を柄に加工したオリジナル食器
小枝のフォーク	220円	工作室ほか	小学生～	木枝を柄に加工したオリジナル食器
木製ペンダント	160円	工作室ほか	小学生～	輪切りの木片に飾り付けしたペンダント
写生・スケッチ	－	学園内	小学生～	四季折々の風景をスケッチ
雪の造形（灯籠・かまくら）	－	広場ほか	幼児～	スコップやバケツで雪灯籠を作り、ろうそくの灯をともします

集団活動（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
ウォークラリー	通年	学園周辺	小学生～	コマ図の指示に従い課題を解決する
ナイトハイク	通年	学園敷地内	幼児～	照明の届かない森を歩き、静けさを体感する
ポイントラリー	通年	学園敷地内	小学生～	学園内の施設を探索し問題を解きながらゴールを目指す
キャンプファイア	通年	学園敷地内	小学生～	丸太の井桁をくみ、炎を囲んでレクリエーション
キャンドルファイア	通年	学園敷地内	小学生～	蜀台を囲んで、歌やレクを楽しむ
ネイチャーゲーム	通年	学園敷地内	小学生～	いろいろな形の葉っぱを探したり、自然界にある課題でゲーム
暗闇体験	厳冬期を除く	学園敷地内	小学生～	森や林の中に入り照明なしで過ごす
屋内スポーツ	通年	森の家	小学生～	バスケットボール、バレーボール、ドッジボールなど
屋外スポーツ	春・夏・秋	グラウンド	小学生～	サッカー、野球、ソフトボールなど

野外生活・野外遊び（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
テント生活（設営）	春・夏	学園敷地内	小学生～	テント設営によるテント生活体験
森林探検	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺の森の中で五感を使った樹木とのふれあい
ロープワーク	通年	園内	小学生～	さまざまな結び方、つなぎ方を学習
きもだめし	4月～11月	学園内	小学生～	園内の暗闇を周回し神社でお札をもらいもどってくる
草木あそび	春・夏・秋	学園周辺	幼児～	草木をつかって首飾りをつくるなどの伝承遊び
ノルディックウォーキング	通年	園内・学園周辺	小学生～	専用ポールを使い通常歩行よりエネルギー消費量が多いウォーキング
雪遊び（雪合戦など）	積雪時期	学園内	小学生～	雪だるまつくりや雪合戦など定番の雪遊び
雪中歩行（かんじき歩き）	積雪時期	学園周辺	小学生～	かんじきを履いて雪の上を歩きながら小動物の足跡探し

自然観察・環境学習（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
自然観察ハイキング	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺を散策しながら植物や樹木の観察
野鳥観察	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺を散歩しながら双眼鏡で野鳥を観察
星空観望	通年	学園周辺	幼児～	ナイトハイクをしながら星空を眺める
植物観察	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺を散歩しながら植物を観察
森の生き物調べ	通年	学園周辺	幼児～	学園周辺の遊歩道を散歩しながら昆虫などの採集と観察
森林の役割調査	通年	学園周辺	小学生～	学園周辺の遊歩道を散歩しながら森林を観察

収穫体験・農業体験（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
野菜畑訪問（収穫）	春・夏・秋	学園近隣	小学生～	野菜作り農家を訪問し、栽培現場の話を聞く
果物狩り	春・夏・秋	学園近隣	小学生～	地元の果樹園で四季の果物狩りを楽しむ
倒木処理・間伐	春・夏・秋	学園敷地内	小学生～	風倒木の切り出し、枯れ木の伐採を体験
炭焼き	春・夏・秋	学園内	小学生～	竹や松ぼっくりなどの木の実を缶に入れて炭焼き

いつでも体験（例）

プログラム名	季節	場所	対象	内容
ディスクゴルフ	通年	学園内	小学生～	ディスクゴルフ協会公認コースで本格的な体験ができる
スラックライン	通年	学園内、敷地内	幼児～	50cm位の高さに張ったベルトを渡りバランス感覚と体幹を鍛えるニュースポーツ
卓球	通年	ホール	小学生～	ラケット・ボールを事務室で貸出し、いつでも利用ができる
草花の観察	春～秋	学園周辺	幼児～	図鑑などを見ながらのんびりと山野草の観察
木の実拾い	秋～冬	学園周辺	幼児～	松ぼっくりやどんぐり、くるみなどを拾い集めて遊ぶ
落ち葉集め	秋～冬	学園周辺	幼児～	クヌギやスダジイなど広葉樹の落ち葉集めて遊ぶ
そり遊び	冬	学園内	幼児～	積雪時に学園内のコースでそり遊び（そりのレンタルあり）
アスレチック遊び	通年	学園内	幼児～	ネットのアスレチック遊具で自由遊び
読書・資料調べ	通年	図書室	幼児～	自然や野外活動、農業などのことが調べられる図書の設置

■ その他の多彩な活動

昭和村の野球場やサッカー場、テニスコートといったスポーツ施設を活用したスポーツ合宿や、こんにやく加工会社、野菜出荷場などの社会見学だけでなく、近隣町村の施設などを活用したプログラム展開で多様なニーズに対応できる体験学習を支援します。

周辺施設利用（例）

施設名	季節	場所	対象	活用内容
昭和村総合運動公園	通年	昭和村	小学生～	スポーツ団体・部活動の練習・試合
昭和村社会体育館	通年	昭和村	小学生～	スポーツ団体・部活動の練習・試合
奥利根ワイナリー	通年	昭和村	小学生～	ブドウ畑とワイン工場の見学
こんにやく工場見学	通年	昭和村	幼児～	昭和村名産のこんにやくの加工工場を見学
ぐんま昆虫の森	通年	新里町	幼児～	里山体験、昆虫観察、生態温室見学
ぐんま天文台	通年	高山村	小学生～	天文台の見学
たくみの里	通年	みなかみ町	小学生～	お面づくり、紙すき、竹細工などの体験や野仏めぐり
尾瀬	春・夏・秋	片品村	小学生～	ハイキング、高山植物観察、自然環境学習
玉原高原	通年	沼田市	小学生～	高原ハイキング、ブナ原生林散策、自然環境学習、スキー

■ 生活用品の販売や自動販売機の設置

近隣に商店がないことから、学園で必要となる生活用品等を販売するほか、学園内（食堂）に清涼飲料水の自動販売機を常設します。

■ コイン式洗濯機の設置

スポーツ団体の利用が集中する夏休みや春休み期間には、コイン式洗濯機を設置し利用者の便宜を図ります。

(6) 食事提供計画について

■ 食事提供計画の基本的な考え方

「食育基本法」に基づき横浜市でも「食育」を重視した指導が行われています。赤城林間学園で提供する食事（①給食、②特別料理、③野外炊事）の全てにおいて、高い安全性の維持とサービスの向上、そして食教育の要素を取り込んだ「安心・おいしい・楽しい」食事を提供します。

■ 高い安全・安心を維持する管理体制

食の安全性向上への取組は、食事提供業務の根幹となるものです。食品衛生法等の法令遵守と責任の所在が明確な管理体制のもと、誰もが安心して食事ができる環境を維持します。また、横浜市教育委員会が出している「アレルギー疾患児童生徒対応マニュアル」についても理解し対応します。

● 厨房・食堂の徹底した衛生管理

- ①食品衛生法関連法令の遵守
- ②保健所等の連携体制
- ③厨房・食堂点検の徹底

● 安心できる食事提供の実施体制

食事提供に係る職員間の指揮命令系統や業務分担を明確にします。献立作り、指導、厨房設備の管理など食事提供業務全般を栄養士が監督し、安全性と効率の高さを両立した運営を実現します。

● 赤城林間学園の食サービス設計

厚生労働省が推奨する食事摂取基準による栄養素と量を考慮したメニューとし、学校利用の際は、2日サイクルで献立を計画します。学校以外の一般利用のときは夏期メニューに変更し、4日サイクルで提供します。献立は、主食、主菜、副菜の基準型にし、食事摂取基準と食品構成に近づけます。給食は健康に留意し、減塩・薄味で、素材独自の味が失われないように心がけます。

また、給食の価格は年齢別の設定とし、適量の食事を提供することで残飯や作りすぎによる食品ロスを低減します。

● 食物アレルギーに対する対応

栄養士が学校指導者、保護者と連絡を密にとり、食物アレルギーに配慮した食事作りを行います。あらかじめ、栄養士が作成した食事の原材料、添加物が含まれる栄養素などを掲載した成分分析表をホームページで事前に公開し、安心して食事ができるように配慮します。

■ 地産地消の見える化

赤城林間学園では、地元の取引業者から新鮮な食材を仕入れ、利用者と地場産物業者の仲介役として、積極的に赤城の食材をPRし、新鮮でおいしい食事を提供します。材料の野菜は群馬県産の中心に毎食1～3品目を提供しています。

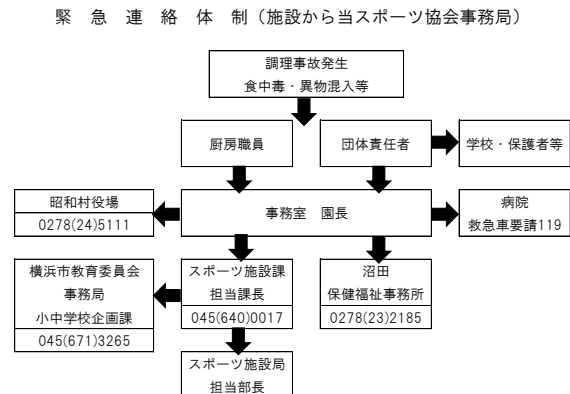
食堂には生産地、取引業者などを公表し、「顔の見える食材」を増やすとともに、作り手への感謝につなげています。

■ 食品ロスを減らし、再資源化を通して考える SDGsへの取組

学園食は、ビュッフェ形式で提供しています。自ら考え食べられる量だけ取り分けることで食品ロスの低減に努め、出てしまった食べ残しは「生ごみ」として廃棄するのではなく、回収業者との協力により家畜用の飼料とすることで「循環する資源」としてしています。こうした循環型の社会が SDGs の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」につながると考えます。

■ 調理事故発生時の連絡体制

万が一の事故が発生した場合に備え、あらかじめ「緊急連絡体制」を整えておきます。事故発生があった場合は、調理や食事の現場から園長を通じて協会本部、横浜市教育委員会等の各関係機関に迅速に連絡をします。



4 管理運営経費

(1) 計画の堅実な実現、経費縮減に向けた取組

■ 事業の質を高める事業評価会

毎月1回セルフモニタリングとして本部職員及び市内・市外5施設の施設長が参加する「事業評価会」を開催し、事業進捗管理、執行管理、目標管理を行います。

評価会では、課題発見と業務改善につなげる意見交換を活発に行うとともに、利用促進計画の立案を行い、効率的な管理運営を行います。

■ 安全コストの確保、ライフサイクルコストの縮減

建物や設備の経年劣化による機能低下、老朽化が現実的な課題となっているなか、利用者の安全を最優先に考え、施設・設備の不具合等について横浜市と適宜情報共有を図り、建物の長寿命化を図りライフサイクルコストを縮減させます。

5 施設・設備の維持管理

(1) 施設・設備の点検

設備機器については職員が所定の点検表を使用して、適宜点検を実施します。設備機器の小さな変化に目を配ることで、長期寿命化を図り事故を未然に防ぐほか、早期の故障発見に努め、小破修繕するなど経費の縮減に寄与します。

(1)職員による日常点検計画

場所	内容	回数
各所	仕上げ材の浮き、ひびわれ、はがれ、照明の不点灯、建物のぐらつき等不具合の発見	毎日
ボイラー	作動状況・破損等の確認	作動時

浴槽ろ過装置	作動状況・破損等の確認	作動時
浴槽塩素注入機	作動状況・破損等の確認、浴槽水の残留塩素測定	作動時
学園敷地	倒木、落枝、路肩等の確認	適宜

(2) 専門業者による定期点検計画

種別	項目	内容	回数
法定点検	特定建築物衛生管理	建築物環境衛生管理技術者の選任、空気環境測定業務など	6回/年
法定点検	汚水処理装置	作動点検及び水質検査	15回/年
法定点検	井水・浴場ろ過装置	作動点検及び水質検査	2回/年
法定点検	地下タンク保守点検	地下灯油タンク及び埋設配管の漏洩点検	1回/年
法定点検	自家用電気工作物点検	電気主任技術者による受電設備、分電盤等の点検	6回/年
法定点検	消防設備点検	屋内・外消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備、非常用放送設備、避難器具、誘導灯、防ばい煙制御設備、ハロゲン化物消火設備 他	2回/年
法定点検	防火対象物定期点検	防火対象物点検資格者による防火管理状況の設備・火気設備器具の維持管理状況などの点検	1回/年
法定点検	ばい煙測定	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物測定	2回/年
自主点検	ボイラー保守点検	ボイラーの定期点検	2回/年
自主点検	暖房機作動点検	作動点検	2回/年
自主点検	襲雷警報装置点検	作動点検	1回/年

(2) 日常清掃・定期清掃

利用後は職員が必ず最終点検、確認を行いながら清掃を行うほか、ガラス清掃や害虫駆除などを業者に委託して行い、快適で衛生的な環境を保持します。

■ 職員による日常清掃計画

場所	清掃内容	回数
各所ゴミ箱	ごみ収集	利用後
玄関・ロビー・廊下	床除塵	利用後
ラウンジ・研修室	床除塵	利用後
食堂	床除塵、整理整頓	利用後
宿泊室	床除塵、整理整頓	利用後
事務室	床除塵、整理整頓	毎日
トイレ	除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充	毎日
浴室・脱衣所・洗い場・洗面所	除塵、ごみ拾い、水切り後ふき取り	利用後
森の家	床除塵	利用後
建物内外外構	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸殻清掃	利用後
グランド・広場	ごみ拾い、落ち葉清掃及び定期的な吸殻清掃	利用後
照明器具、コンセント	器具の除塵	適宜

■ 職員による定期清掃計画

場所	内容	清掃内容	回数
トイレ	換気扇、便器、洗面台 他	除塵、便器、床タイル磨き、衛生用具洗浄	2回/年
浴室、脱衣場	排水溝、タイル、換気扇、鏡、洗面台 他	除塵、清掃、衛生用具洗浄	2回/年
各宿泊室	押入れ、建具、換気扇、網戸、暖房機フィルター他	除塵、水ふき、水洗い	2回/年
各所	照明器具、手すり、天窓	除塵、清掃	1回/年
食堂	食堂電気傘	電気傘の除塵	1回/年

■ 専門業者による定期清掃計画

場所	内容	清掃内容	回数
山の家・鳥の家	ワックス清掃	ワックスを使用した床清掃	5回/年
森の家	ワックス清掃	ワックスを使用した床清掃	2回/年
山の家・鳥の家	ガラス清掃	窓ガラス清掃	3回/年
森の家	ガラス清掃	窓ガラス清掃	1回/年
宿泊室	寝具クリーニング	布団・毛布のクリーニング	1回/年
テント泊関係	寝袋クリーニング	寝袋のクリーニング	適宜
宿泊室	害虫駆除	室内清掃、消毒剤噴霧	2回/年
厨房	グリストラップ清掃	グリストラップ排水管の洗浄	1回/年

■ 障害者就労支援による補完清掃計画

障害者就労移行支援事業所の協力を得て、障害者の方に学園での補完清掃に従事していただきます。

内容	回数
トイレ、浴槽など館内全般の補完清掃	適宜

(3) 外構植栽・除雪

敷地が広大な赤城では繁忙期の外構管理はシルバー人材センターに委託します。大雪が降った場合は、ホイールローダー等を使って除雪を行います。

内容	実施者	回数
人力除草、中低木剪定、刈込	業者	140人工(4~9月)
薬剤散布	業者	適宜
排水溝清掃	職員	年3回(4・7・11月)
除雪	職員	降雪時

(4) 宿泊時の維持管理

■ シーツクリーニング

宿泊時にはスリーピングシーツおよび枕カバーを1人に1枚ずつ支給し、利用終了後に回収、業者によるクリーニングを行います。

■ 寝具クリーニング

専門業者による寝具のクリーニングは年1回、布団の乾燥(天日干し)を適宜実施します。

6 安全管理

(1) 緊急・救急時の安全管理体制

事故などの緊急時に備え、協会全体で危機管理体制を確立するとともに、適切な緊急連絡網の整備により情報共有し迅速に対応します。

■ 地震対策

1 学園内での対応

学園内で地震が発生した場合は、非常放送設備を使い学園広場へ誘導します。けが人がいる場合は、応急手当てを行い、救急車を要請するなどの対応をします。

2 関係者への連絡

地震が発生した場合は、学園当直職員から所属団体の緊急時連絡先・関係者に速やかに連絡し、学園での状況を説明します。避難状況等についても順次、指導職員やスタッフから学園に報告させ、適宜関係者に連絡をし、安心感を得られるようにします。

■ 荒天の対策

気象状況により荒天が予想される場合は早めの利用・実施の可否判断をします。

また、交通機関の運休や道路の通行止めなどが発生した場合は、学園にしばらく留まり復旧まで滞在するよう勧めます。その間の食事や宿泊については最優先で対応します。

(2) 負傷者及び急病人の対応

■ 迅速な応急・救命手当と病院への搬送

活動中などに負傷者や急病人が発生した場合は、利用団体の引率者がまず応急手当と救命手当を行うことを原則とし、職員へ連絡をしてもらいます。連絡を受けた職員は、状況に応じ、救急車の要請または学園車両で病院へ搬送します。

職員が事故発生現場にいた場合は、引率者と協力して直ちに応急手当と救命手当を行います。

■ 職員の24時間対応

宿泊利用のお客様において夜間に負傷や急病が発生した場合は、宿直職員が応急対応します。

■ 医療機関との連絡体制・搬送体制

医療機関へ搬送する必要がある傷病者が発生した場合に備え、24時間体制で診察が受けられる昭和村及び沼田市を中心とした近隣の医療機関との連絡体制を整えます。

(3) 非常食等の備蓄

災害が発生した後の事態に備え、宿泊定員の400人分の米や乾パン、飲料水などの非常食や、非常用備品を予め備蓄します。

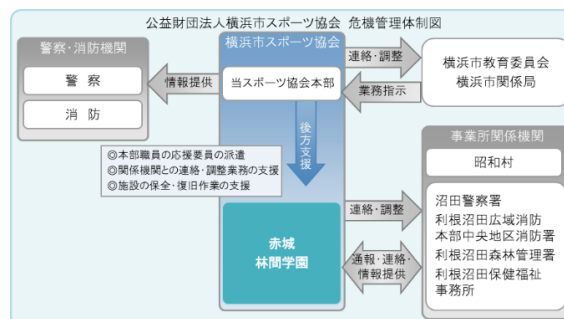
(4) 防犯対策

不審者の侵入に備え、館内の各フロアに7ヶ所、屋外に1ヶ所の合計8ヶ所に防犯カメラを設置し、24時間体制で監視を行います。

(5) 閉園後及び休園日の対応

宿泊利用のない日は警備会社に機械警備を委託します。異常の場合、警備会社の警備員が現場に急行するとともに、消防署、警察署に通報します。

また、警備会社から園長またはその他の職員に緊急連絡し、その後の対応を引き継ぎ、安全管理に空白のない体制をとります。



(6) 補償体制

建物や建築物などの設備構造上の欠陥あるいは管理上の不備等により、利用者に身体的傷害や財物損壊を与えた場合、給食や食材が原因の事故への備えとして施設賠償責任保険をはじめとする各種の保険に加入します。

また、自主事業への参加者やスタッフのケガをした際の補償をするため、普通傷害保険に加入します。

7 地域との協力・連携

(1) 地元利用の受入

横浜市の学校や青少年団体の利用がない日には、地元の小学校などから利用を受け入れます。

地元子ども向けのキッズキャンプや地元親子向けの日帰りイベントを開催します。

(2) 横浜市と昭和村の交流や連携へ協力

横浜市と昭和村は友好・交流に関する協定を結び、交流を進めています。官民がさまざまな事業で交流事業を展開しており、学園も協力していきます。

8 モニタリング

マネジメントサイクルに則り、計画から実践、評価、そして改善というプロセスを経て、さらに次の計画に反映させることにより、業務水準の向上に繋がります。

(1) 利用者アンケート

利用のたびに記入していただいたアンケートを、四半期毎に集計・分析し、職員間で課題を共有し、新規プログラム導入や環境改善を実行します。

(2) 事業評価会の開催によるセルフモニタリング

当団体が管理する野外施設（少年自然の家、青少年野外活動センター）の施設長と当団体本部の所管課との間で、月に1度施設長会議とあわせて事業評価会を開催し、収支状況や利用状況を分析や、今後の施設運営方法の改善を図っていきます。

9 特記事項

(1) 児童受入事業への取組

「教育施設協力町村児童受入事業」（来浜事業）として昭和村内小学校6年生の児童を横浜市内に招待し、当団体が管理運営する施設を活用し、昭和村では出来ない貴重な体験をしていただきます。

(2) 地域活性化のパートナー

昭和村との交流を通じて双方のPR活動や、地元事業者と連携し昭和村の地域活性化のパートナーとして積極的に活動します。

「昭和の秋まつり」や「あかぎフェスタ」といったイベントにも積極的に参加することで地域との信頼関係を深めていきます。

10 収支計画

別紙、収支予算書に基づき、適正に執行していきます。

横浜市少年自然の家 南伊豆臨海学園

令和6年度 事業計画書

指定管理者

公益財団法人横浜市スポーツ協会

1 安定的な経営姿勢・運営実施体制

私たちは、公共サービスの提供者として、指定管理者制度導入の趣旨・目的をしっかりと理解したうえで、3つの基本方針のもとに施設の管理運営を行います。

(1) 運営基本方針に基づく9つの目標

基本方針1 青少年教育施設として、充実した支援を行います
目標 ●横浜では味わえない自然体験 ●集団宿泊体験を通じた自立心や主体的な学び ●学校利用の回復
基本方針2 安全・安心な施設管理を行います
目標 ●日常点検と定期点検の確実な実施 ●ユニバーサルサービスの実施 ●ライフサイクルコストの縮減
基本方針3 施設価値を高める取組を行います
目標 ●学校以外の利用受け入れ拡大 ●全ての利用者が快適に過ごせる施設 ●SDGsや自然環境保護

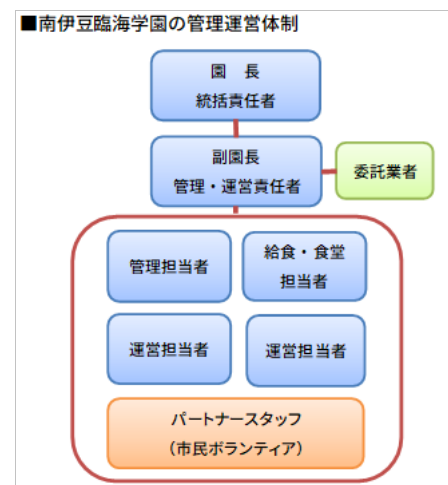
(2) 令和6年度年次計画の概要と年度達成目標

主な取組	年度達成目標
◆ユニバーサルサービス実施のための研修 ◆3階トイレの洋式化と個室ブースの整備 ◆学校利用を増やすための営業活動 ◆部活動やスポーツ団体の利用増へ向けた営業活動	実利用者 5,775人 (令和4年度比 :128%)

(3) 施設の職員配置

管理運営統括責任者として園長を配置し、そのもとに各部門責任者として5名の職員を配置します。

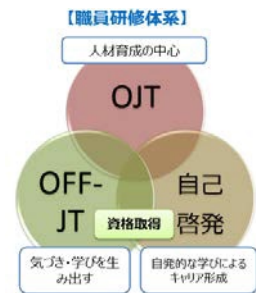
また、施設から離れた海での指導業務があること、突発的に不測の事態を考慮して副園長を配置します。副園長は園長の補佐役とし、園長不在時には園長代理を務めます。



(4)職員研修計画

質の高いサービスを提供するために、職場における実務研修（OJT）や外部講習・研修などを含めた人材育成計画を策定し、キャリア形成を図っていきます。

心肺蘇生法及び AED 操作の実技、ユニバーサルデザインとバリアフリーへの取組、人権問題をテーマに職場内研修を定期的実施します。



2 コンプライアンス

(1)法令遵守以上の活動の実践

私たちは、コンプライアンスを「法令順守は、あらゆる組織の基本的な義務であり、組織の社会的責任の基礎的な部分である。」との認識に立って、法令遵守以上の活動を実践していきます。

(2)指定管理に課される守秘義務の徹底

プライバシーマーク付与事業者として、個人情報保護規定を設定し、組織体制・データ保護方策・個人情報の廃棄の手順等、情報漏洩防止のための必要な手続きを定め、これらの情報の保護を徹底します。

(3)学園における個人情報保護の取組

私たちは、個人情報の保護に関する自主点検を年2回実施し、アルバイト職員・外部指導者・ボランティアスタッフを含む全従事者に対する年1回以上の研修を行います。

(4)個人情報の漏洩防止への取組

FAX や E メールで登録されていない宛先に送る際には、必ず複数人によるダブルチェックを行うとともに、Eメール送付文書に個人情報が含まれる場合はパスワードを設定するなど、第三者が閲覧できないように漏洩防止策を徹底します。

3 施設の効用の最大限発揮

(1)施設の価値を高める空きスペースの有効活用

シャワー室前やキャンプファイア場の使用していないスペースを整地し、テーブル・イスを設置することにより、利用者が海を見ながら飲食できるスペースを提供します

(2)快適性・利便性向上のための取組

ア ホスピタリティ溢れる対応

当団体職員研修計画に位置づけられている接客研修をはじめ、当団体独自の「接客基本マニュアル」「サービス介助マニュアル」に基づき、OJT を実施します。

イ 備品・設備の改修

3階医務室横の女子トイレを洋式に改修し、温水洗浄便座を設置することにより利便性を高めます。あわせて、更衣室としても活用できるよう個室ブースとして整備します。また、備品についても、用途に合ったより使いやすいものに順次更新していきます。

(3)快適な施設利用のためのサービス提供

宿泊に必要となる給食やシーツなどの必需品、プログラムに係る料金及び自主事業で行う特別料理や物品の販売、プログラム用品のレンタルなどは、受益者負担の原則をもとに安価でかつ質の高いサービス提供を行い、利便性の向上を図ります。

(4)横浜市内小・中学校に対する利用促進

ア 学習支援教材の提供

横浜市内小・中学校の宿泊体験利用時に、カッター・シュノーケリング、カヤック・磯の生物観察、ハイキング・ネイチャーゲームなど複数のプログラムを組み合わせた総合的な学習支援を提供します。

また、マイクロプラスチック学習や地元漁師による講話などSDGsに関する内容の充実を図り提供します。

イ 雨天プログラムの拡充

台風及び強風など天候不良等により野外活動体験が実施できない場合でも、旧三浜小学校体育館、研修室などで実施可能なスラックラインやインドア雪合戦などのニュースポーツ、館内を使用したタワシゴルフ、各種クラフト、環境についての講義など雨天プログラムの拡充を図り利用者に提供します。

(5)青少年団体・部活動・サークルへの利用促進

横浜を拠点とする学校部活動や大学サークルの他に、各地区の青少年団体に向けてチラシの配布などを行い、南伊豆臨海学園の利用をPRする活動を行います。また、企業研修等に対しても独自のルートを開拓し、地道な営業と広報活動を行い利用促進を図ります。

通常より増量した食事を提供するなど、魅力ある内容（多目的プラン）を設定します。

(6)ファミリー及び個人への利用促進

年間を通して空き部屋利用の促進を図るため、家族やグループでご利用ができる体制を整えます。学園は学校などの団体を中心にご利用いただいておりますが、特に閑散期には施設全体の利用が減少するため、個人でも利用が可能であることを積極的にPRします。

(7)広報計画

チラシの作成や広報媒体を複合的に組み合わせることで効果的・効率的な広報を行うとともに利用者数拡大のためのサービス提供を行い、利用促進を図ります。

主たる広報手段	内容
1 学校を通じた周知	学校利用を増やすために、校長会や学校訪問により利用促進PRを実施します。また、学校ポストを利用して、全市立小学校へ通う児童・保護者へ学園の案内チラシの配布を行い、グループや家族で利用できる施設であることをPRします。
2 市内公共施設でのチラシの配布	施設利用に関する情報を掲載した利用案内や、各種教室事業の参加者募集チラシは、当団体が運営する施設のほかに、公共施設での配布を行います。
3 青少年団体への周知	青少年指導員やスポーツ推進委員といった地域指導者の会議へ出向き、学園を利用できることをPRします。
4 インターネットの有効利用	施設ホームページで多目的プランや利用者にとって魅力的な内容を掲載するほか、施設SNS「Facebook」を通じて学園の四季の情報や南伊豆町の情報などを発信し、学園の利用促進につなげます。

(8) 食事提供計画

ア 給食サービス設計

食事メニューは3日サイクルで献立を計画します。可能な限り地産地消に努め、南伊豆を感じることができる食事にします。また、利用者の活動内容に合わせて、外でも食事ができるよう、弁当も用意します。献立は、主食、主菜、副菜の基準型にし、基準の栄養所要量と食品構成に近づけ、利用者の日常の生活スタイルや年齢等を加味した栄養バランスの良い食事にします。

イ 食物アレルギーのある利用者への対応

栄養士が作成した食事の原材料、添加物、標準カロリー、栄養素などを掲載した成分分析表をホームページで公開し、事前にアレルギーを確認できるようにします。

アレルギーがある利用者については、ご利用前に電話等でしっかりとアレルギーについてヒアリングし、栄養士の監督のもと、食材から調味料、使用器具、調理手順に至るまで、アレルギーの除去が徹底されるようにします。

ウ 調理業務の運営

給食の調理業務については、学園の円滑な運営を図るため、「南伊豆臨海学園運営協力会」に委託します。厨房には、調理師免許を持った職員を配属し、安全に運営します。

(9) 自主事業計画

南伊豆の自然を満喫できる教室事業や飲食事業など、南伊豆臨海学園の自然環境や立地特性を考慮した様々な自主事業を積極的に展開します。

※別添「自主事業」参照

(10) 職員研修計画

当団体が作成した総合的な研修計画に則り、当団体本部や園長が中心となって職場内研修や外部研修を実施します。

研修例	研修例
接遇研修	コンプライアンス研修
人権研修	メンタルヘルス・ハラスメント研修
個人情報取扱研修	LGBTQ+など

4 管理運営経費

(1) 計画の堅実な実現、経費縮減に向けた取組

ア 事業の質を高める事業評価会

月1回セルフモニタリングとして実施する「事業評価会」では、本部職員及び市内・市外5施設の施設長が参加し、事業進捗管理、執行管理、目標管理を行っています。課題発見と業務改善につなげる意見交換を活発に行うとともに、利用促進計画の立案を行い、効率的な管理運営を行います。

イ 安全コストの確保、ライフサイクルコストの縮減

建物や設備の経年劣化による機能低下、老朽化が現実的な課題となっているなか、利用者の安全を最優先に考え、不測の事態にも対応できる危険回避の観点から、積極的な修繕を実施するための経費を確保します。

5 施設・設備の維持管理

(1)施設・設備の点検

ア 職員による日常点検の徹底

設備機器については職員が所定の点検表を使用して、適宜、点検を実施します。これにより事故を未然に防ぐほか、早期の故障発見に努めます。

イ 専門業者による定期点検の実施

横浜市の策定した「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に則り、法定点検及び機能維持点検（自主的点検）を信頼ある専門業者へ委託します。

	項目	内容	回数
法定点検	汚水処理施設保守点検	汚水処理装置の点検	48回／年
法定点検	自家用電気工作物点検	電気主任技術者による受電設備、分電盤等の点検	6回／年
法定点検	消防設備点検	屋内・外消火栓設備、自動火災通報設備、非常警報設備 非常用放送設備、避難器具、誘導灯、他	2回／年
法定点検	危険物貯蔵所点検	地下灯油タンク	1回／年
法定点検	水道設備清掃点検業務	給水設備清掃、水中ポンプ点検	1回／年
法定点検	煤煙測定	ばいじん濃度、窒素酸化物の測定	2回／年

(2)清掃・外構植栽管理・保安警備計画

ア 日常清掃

利用者による清掃後、職員が最終点検、確認を行いながら補完して清掃を行います。補完清掃は毎日実施する日常点検と同時に、チェックシートを活用して効率よく実施します。

場所	内容	周期
各所ごみ箱	ごみ収集	利用後
ロビー・廊下	床除塵	利用後
ラウンジ・研修室	床除塵	利用後
食堂	床除塵、整理整頓	利用後
宿泊室	床除塵、整理整頓	利用後
事務室	床除塵、整理整頓	毎日
トイレ	除塵、ごみ拾い、衛生陶器清掃及び衛生消耗品の補充	毎日
シャワー室	砂落とし	利用後
浴室・脱衣所・洗い場・洗面所	除塵清掃及びごみ拾い	利用後
建物内外外構	ごみ拾い、落ち葉清掃	利用後

イ 専門業者による清掃

館内の害虫駆除や清掃などについては、下記定期清掃計画の通り原則2ヶ月に1回実施します。

場所	項目	内容	回数
厨房設備	鼠・害虫駆除	専門の駆除業者による薬剤散布	6回／年
全館	害虫駆除	専門の駆除業者による薬剤散布	2回／年
宿泊室	エアコン清掃	専門の清掃業者による清掃	1回／年

ウ 外構・植栽の管理

外構管理では施設内の樹木を中心に、歩道・階段やスロープの落ち葉清掃や雨どい・排水溝の点検・清掃を日常点検に組み入れて行います。

内容	実施者	回数
除草・中低木剪定	職員・業者	4回／年（4・6・8・11月）
排水溝清掃	職員	4回／年（4・6・8・11月）
落ち葉清掃	職員	適宜
高木剪定	職員	適宜

エ 不審者等による犯罪防止策

内容
1 宿泊室の施錠 利用する各宿泊室の鍵は、団体の引率者へ一括して貸し出します。 外出時には施錠し防犯に努めます。
2 建物・備品チェックシートと防犯カメラの確認 犯罪を未然に防ぐために、建物・備品のチェックを定期的に行います。 また、中庭・正面玄関に設置されている防犯カメラを確認することにより防犯体制を強化します。

6 安全管理

(1)安全管理体制

ア 情報収集

気象情報等は南伊豆町の町内放送やテレビ・ラジオ・インターネットなど複数のツールを使って、多角的に常時収集します。

イ 事件・事故発生後の報告連絡

万が一、事件・事故・災害等が発生した場合は、その際に行った初期対応や緊急対応等を時系列で記録・整理し、各種報告書を作成します。

(2)地震津波対策

ア 「海のプログラム」実施中の地震発生への対応

海のプログラムを指導中の職員・スタッフは、携帯電話の災害対策アプリより地震発生の情報を受理した場合、すぐに指定する避難用上陸ポイント（4か所を設定）に向けて誘導します。

イ 学園での活動中や生活中に地震が発生した場合の対応

学園での活動中や生活中に地震が発生した場合は、非常用放送を通じて、利用者に対して「机の下などに潜る」「布団をかぶる」などの一次対応により、揺れが収まるまで安全な場所で身体をかがめるなど、自身の身を守るように指示をします

(3)荒天予報時の対応

学園の利用自体や学園で展開するプログラムについて、台風の接近や荒天が予想される場合は、利用者との協議のうえ早めに利用・実施の可否判断をします。

また、交通機関の運休や、道路の通行止めなどが発生した場合は、学園にしばらく留まり冷静に復旧を待つよう勧めます。その間の食事や宿泊については最優先で対応します。

(4) 負傷者及び急病人の対応

活動中などに負傷者や急病人が発生した場合は、すみやかに救急車の要請を行います。

全職員が日本赤十字社のベーシックライフサポーターを取得し、応急手当など状況に応じた対応を行います。

(5) 通常時の安全管理体制

ア 自衛消防組織の活用

消防法に基づき、園長を隊長とする自衛消防隊を組織し、火災発生時の役割分担を明確にした体制を整えます。

イ 日常運営での地震や火災等の発生への備え

当団体では、組織全体の消防訓練を年に1回以上必ず実施しています。

また、南伊豆臨海学園においては、「避難誘導訓練」「通報訓練」「消火訓練」を行います。

ウ ハード・ソフト両面での徹底した安全管理

建物や設備は、日常点検チェックシートを用いた点検作業を行い、危険因子の早期発見と対策を行う予防管理体制をとります。

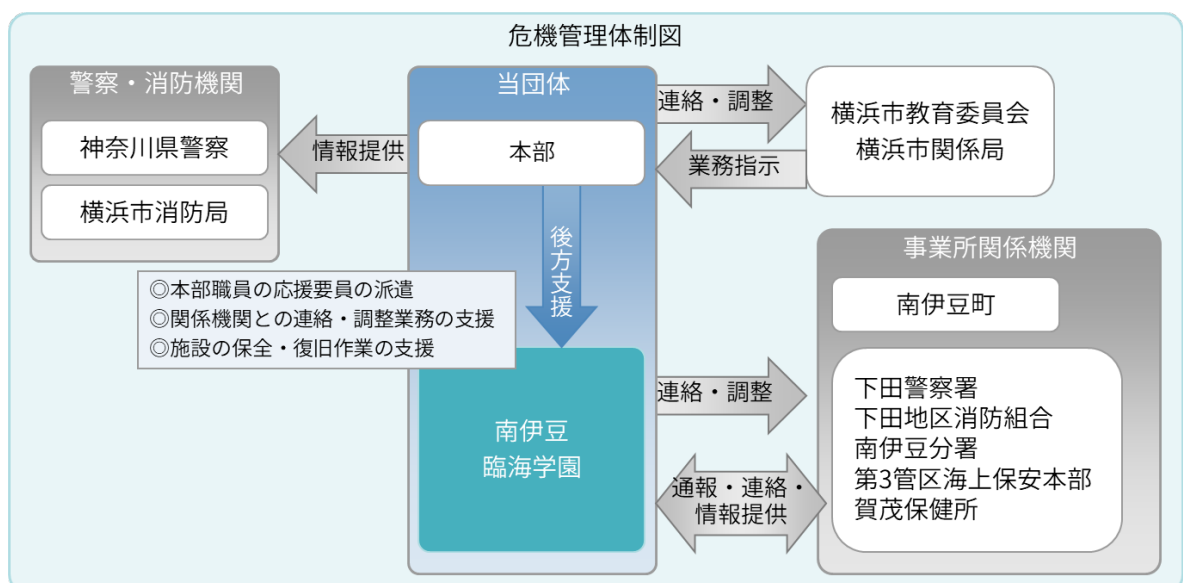
エ 非常食等の備蓄

災害発生後、ライフラインの停止に備え、宿泊定員200名分の乾パンなどの非常食に加え、飲み水、簡易トイレなど非常用備品を備蓄管理します。

(6) 危機管理体制

ア 危機管理組織体制

当団体は、警察、消防をはじめ、横浜市関係局、地元自治体等と連携し危機管理体制を整えるとともに、施設の後方支援を行っています。



イ 補償体制

施設管理運営上の不備などに起因した利用者の負傷等に備え、各種保険による補償体制を整えます。

7 地域との協力・連携

(1)円滑な施設運営のための人材活用

ア 地域を知る職員

南伊豆町内を中心に地元住民を原則採用し、運営にあたります。園長は南伊豆町在任で、勤続 25 年以上のベテランです。職員のなかにはジオガイドとして活動している職員もいます。それらの人材を活用し南伊豆ならではの多様なサービスを展開していきます。

イ 地域人材との交流

地元漁師の話やアジの開き作りを地域の方に依頼し、南伊豆ならではのプログラムや伝統文化についても指導していただきます。

ウ 食事提供業務(南伊豆臨海学園運営協力会)

南伊豆臨海学園の運営は、昭和 55 年の開園以来、南伊豆臨海学園運営協力会に支えられてきました。運営協力会の職員は町内者を雇用しており、主に厨房での調理業務全般を委託します。

(2)地域との協力・連携

ア 職員が行う清掃活動

学園から海へ下りる道路や地区へ下りる法面の草刈りの他、ウォークラリーやハイキングで利用する道路の除草やゴミ拾い、流木や海藻を除去するために定期的な海浜清掃など、利用者も住民の方も気持ちよく過ごせるように、周辺美化に取り組みます。

イ 障がい者団体への支援

施設内の廊下や研修室、園内の落ち葉拾いなど、共有スペースの清掃を賀茂地区の障がい者作業施設へ依頼します。

8 モニタリング

(1)事業の評価

ア 利用者のご意見等の収集

さまざまな手法により、利用者のご意見・ご要望を収集します。収集したご意見・ご要望は、業務や事業の改善活動のデータとして研究・活用します。
また、集計したデータを横浜市教育委員会へ報告します。

イ 事業評価会の開催によるセルフモニタリング

当団体が管理する野外施設（少年自然の家、青少年野外活動センター）の施設長と当団体本部の所管課との間で、月に 1 度施設長会議とあわせて事業評価会を開催します。

(2)PDCA マネジメントによる業務改善

ア PDCA マネジメントサイクルによる組織的な改善活動

事業内容を継続的に改善するために、PDCA マネジメントサイクルを構築し、各年度の事業計画書に基づいた計画的な業務履行と定期的な評価を徹底します。

イ 従事者全員が理解する振り返り体制

職員その他、外部の教室指導者や業務委託先の従業員に対しても、必要に応じて業務の振り返りや改善を指示し、施設全体で業務改善が図られる体制を構築します。

9 特記内容

(1)児童受入事業への取組

南伊豆町内小学校の児童を横浜市内に招待する事業を行います。当団体が管理運営する施設を活用しながら、南伊豆町では体験できない貴重な経験をしていただきます。

(2)地域活性化のパートナー

南伊豆臨海学園の円滑な事業推進のために、「フェスタ南伊豆」などの南伊豆町の事業やイベントに積極的に参加し、町との信頼関係を深めていきます。

10 収支計画

別紙、収支予算書に基づき、適正に執行していきます。